

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年11月30日

【会社名】 株式会社サイエンスアーツ

【英訳名】 Science Arts, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平岡 秀一

【本店の所在の場所】 東京都新宿区神楽坂四丁目1番地1オザワビル7階

【電話番号】 03-5846-9670（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 松田 拓也

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区神楽坂四丁目1番地1オザワビル7階

【電話番号】 03-5846-9670（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 松田 拓也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2022年11月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2022年11月29日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 定款一部変更の件

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定の更なる迅速化を可能とするための監査等委員会設置会社に移行することに伴い、必要となる監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所定の変更を行うものであります。

また、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とするよう、現行定款第51条（剰余金の配当等の機関決定）を変更するとともに、現行定款第49条（期末配当金）及び現行定款第50条（中間配当金）を削除するものであります。

さらに、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

その他、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

#### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

平岡秀一及び松田拓也を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

#### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

島田貴子、中川浩之及び三ツ橋徹を監査等委員である取締役に選任するものであります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

松田拓也を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額50,000千円以内）とするものであります。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額100,000千円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	24,789	59	0	(注)1	可決 99.73
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件					
平岡 秀一	24,784	64	0	(注)2	可決 99.71
松田 拓也	24,783	65	0		可決 99.70
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
島田 貴子	24,786	62	0	(注)2	可決 99.71
中川 浩之	24,781	67	0		可決 99.69
三ツ橋 徹	24,786	62	0		可決 99.71
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件					
松田 拓也	24,788	60	0	(注)2	可決 99.72
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件	24,768	80	0	(注)3	可決 99.64
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件	24,781	67	0	(注)3	可決 99.69

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。  
3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。